

## つくば科学教育マイスター認定要項

### (目的)

第1条 この要項は、市内における科学教育について顕著な功績のあった者をつくば科学教育マイスター（以下単に「マイスター」という。）として認定することにより、大学・公的研究機関等において科学教育に取り組む者の活動意欲の向上及び活動の促進並びに大学・公的研究機関等による科学教育に係る活動の促進を図り、もって子どもを含む一般の科学に対する興味を養い、及び理解と関心を深めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において「科学教育」とは、科学に対する興味を養い、及び理解と関心を深めることを目的として行う講演会又は実演会をいう。

2 この要項において「大学・公的研究機関等」とは、大学・公的研究機関又は公益社団法人若しくは公益財団法人の市内に所在する事務所をいう。

### (認定の要件)

第3条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たす者をマイスターとして認定することができる。

(1) 認定しようとする日において大学・公的研究機関等に所属しており、かつ、当該大学・公的研究機関等の長から認定を受けることについて推薦を受けていること。

(2) 市内において科学教育を30回以上行った実績を有すること。

(3) 次に掲げる事項について同意があること。

ア マイスターを一般に紹介することを目的として、氏名及び通称、年齢並びに経歴を市が公表すること。

イ 市内外における科学教育の場において市の宣伝に努めること。

ウ マイスターとしてふさわしくない行為を行わないこと。この場合において、当該行為を行ったと市長が認めるときは、認定を取り消すことがある

こと。

(要件の確認)

第4条 市長は、マイスターとして認定しようとするときは、あらかじめ前条のすべての要件を満たすことを確認しなければならない。

2 前項の確認は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号及び第2号 認定しようとする者の所属する事務所の長から様式第1号及び様式第2号の提出を受けること。

(2) 前条第3号 様式第3号の提出を受けること。

(認定書の交付)

第5条 市長は、マイスターとして認定したときは、認定書を交付するものとする。

2 前項の認定書の交付には、1人につき10万円以内の賞金を付することができる。

(認定の取消し)

第6条 市長は、マイスターとしての認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) マイスターとしてふさわしくない行為を行ったと市長が認めたとき。

(2) 本人から辞退の申し出があったとき。

附 則

この要項は、平成27年7月16日から施行する。

つくば科学教育マイスターの認定に関する推薦書

つくば市長 宛て

以下の者をつくば科学教育マイスターとして推薦します。

- 1 氏名及び通称
- 2 年齢
- 3 経歴

平成 年 月 日

事務所の所在地

事務所の名称

事務所の代表者氏名

印

つくば科学教育マイスター実績証明書

当事務所所属職員（氏名）が取り組んだ科学教育について、下記のとおり実績を証明します。

記

主催者	講演会又は実演会の名称及び概要	主な対象者
会場及び年月日		

以上について、相違ありません。

平成 年 月 日

事務所の所在地

事務所の名称

事務所の代表者氏名

印

つくば科学教育マイスターの認定に関する同意書

つくば市長 宛て

私は、つくば科学教育マイスターの認定を受けるに当たり、次の事項について同意いたします。

記

- (1) つくば科学教育マイスターを一般に紹介することを目的として氏名及び通称、年齢並びに経歴をつくば市が公表すること。
- (2) 市内外における科学教育の場においてつくば市の宣伝に努めること。
- (3) つくば科学教育マイスターとしてふさわしくない行為を行わないこと。この場合において、当該行為を行ったと市長が認めるときは、認定を取り消すことがあること。

平成 年 月 日

住所

氏名

印